

付録

工業統計調査規則
(抜粋)

{ 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号
最終改正 平成7年11月9日通商産業省令第96号 }

(省令の目的)

第1条 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類F-製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)について行う。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

(調査事項)

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

1 事業所名及び所在地

2 会社名

3 本社又は本店名及び所在地

4 他事業所の有無

5 経営組織及び資本金額又は出資金額

6 従業者数及びその内訳

7 常用労働者毎月末現在数合計

8 現金給与総額

9 原材料、燃料及び電力使用額

10 委託生産費

11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額

13 製造品出荷額

14 加工賃及び修理料収入額

15 内国消費税額

16 主要原材料名

17 作業工程

18 敷地面積及び建築面積

19 工業用水使用量及びその内訳

(調査票の様式)

第7条 甲調査及び乙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立つて第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わせ、

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
- 4 本社又は本店所在地
- 5 経営組織
- 6 従業者数
- 7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 都道府県知事の保存する調査票を収録した磁気テープの保存期間は2年とし、通商産業大臣の保存する調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

(本規則は、平成7年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

★★★記入の印
記入用紙
●の調査用紙
●の調査用紙
●の調査用紙
●の調査用紙

平成 7 年工業統計調査 業 調 査 票 乙

(従業者 29 人以下の事業所用)

平成 7 年工業統計調査

○私

◎	票	◎	番	◎	産業分類
市町村番号	基本調査区番号	工业調査事業所番号	番	番	
-	-	-	-	-	-

乙
7

1 事業所の名称及び所在地 電話 () 局番	番	9 製造品出荷額等	番
(ふりがな)		(1) 製造品とは、原素材によって製造された製品をい、製造品には副産物、製造工程から出たはず、廃物も記入してください。 (2) 同じ商品の原材料所へ引き渡したもの出荷額を含めください。 (3) 同じ商品名、番号、数量、品名などを記入にあつては、商品分類表を参照してください。	
2 本社又は本店の名稱及び所在地 電話 () 局番	番	(4) 製造品名、番号、数量を記入して下さい。 (5) 同じ商品の出荷額によつて記入して下さい。	
3 他事業所の有無 あててはまる番号一つにつき○を付けてください。 1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。 2 工場が二つ以上ある。そのうち、本社・本店はこの工場と異なる場所にある。 3 工場が二つ以上ある。(上記 1, 2, 3)	番	10 品目別製造品出荷額(年間)(消費税等内国消費税額を含む。)	番
4 経営組織 あててはまる番号一つにつき○を付けてください。 1 会社(株式、有限公司) 2 組合・その他の法人 3 個人	番	11 加工費取入額(年間)他の企業の所有する原材料又は製品に加工して販売するべき加工費又は受取った加工費又は加工費取入額(年間に引き渡したものに對して、受け取った加工費又は加工費取入額を記入して下さい。)	番
5 資本金額又は出資金額	金額 千億百億十億億千百万十亿万円	12 おもな原材料名及び簡単な作業工程 ア 購入したもの ア 作り込まれたもの	金額 千億百億十億億千百万十亿万円
6 従業者数(年末現在) 常用労働者(毎月給与受給する労働者)	男 女 計	13 修理料取入額(年間)(修理した品目を含む。)	金額 千億百億十億億千百万十亿万円
個人事業主及び無給家族從業者		14 製造品在庫額半製品及び仕掛品額(修理した品目を含む。)	金額 千億百億十億億千百万十亿万円
合計		15 有形固定資産(使用する場合に記入せずそのまま)の買取額	金額 千億百億十億億千百万十亿万円
7 現金給与終額(期末賞与、退職金等を含む。)	金額 千億百億十億億千百万十亿万円	16 有形固定資産(土地を除く)の買取額	金額 千億百億十億億千百万十亿万円
8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計額	金額 千億百億十億億千百万十亿万円	17 有形固定資産(工場、船舶、機械、装置、器具、工具、機器、機械など)の買取額	金額 千億百億十億億千百万十亿万円
(1) 原材料、燃料、電力の使用額を記入して下さい。 (2) 委託生産費は、原材料又は製品を他の事業所へ輸送して販売する場合に記入して下さい。 (3) 金額には、税金を含めません。 (4) 減価償却額には、減価償却額として有形固定資産を控除した金額又は減価償却額を記入してください。		(1) 有形固定資産(土地を除く)の買取額	金額 千億百億十億億千百万十亿万円
備考		(2) 事業所の有するものによる受取るための資本を含めません。 (3) 金額には、税金を含めません。	

★★★記入の印
記入用紙
●の調査用紙
●の調査用紙
●の調査用紙
●の調査用紙

乙
7

◎	票	◎	番	◎	産業分類
市町村番号	基本調査区番号	工业調査事業所番号	番	番	
-	-	-	-	-	-

乙
7

工業統計表公表物一覧

平成 6 年工業統計表		発行所	発行
産 品	目	大蔵省印刷局	平成 8 年 5 月
市 町 村	編	(財)通商産業調査会	平成 8 年 6 月
工 业 地 区	編	"	平成 8 年 6 月
用 地 用 水	編	大蔵省印刷局	平成 8 年 7 月
企 业 统 计	編	"	平成 8 年 7 月
产 品	業 别	(財)通商産業調査会	平成 8 年 10 月
产 业	别	大蔵省印刷局	平成 9 年 1 月
品 目	编	"	
市 町 村	編	(財)通商産業調査会	
工 业 地 区	編	大蔵省印刷局	平成 9 年 4 月
用 地 用 水	編	"	平成 9 年 5 月
企 业 统 计	編	大蔵省印刷局	平成 9 年 6 月
产 品	業 别	(財)通商産業調査会	平成 9 年 7 月
产 业	别	大蔵省印刷局	平成 9 年 7 月
品 目	编	"	平成 9 年 10 月 予定
市 町 村	編	(財)通商産業調査会	平成 8 年 8 月
工 业 地 区	編	大蔵省印刷局	平成 9 年 8 月
用 地 用 水	編	"	平成 8 年 9 月

平成 6 年工業統計表	平成 6 年工業統計詳細情報*	平成 7 年工業統計表	平成 7 年工業統計表
産 品	平成 7 年	産 品	平成 7 年
市 町 村	"	目	"
工 业 地 区	"	編	(財)通商産業調査会
用 地 用 水	"	編	"
企 业 统 计	"	編	"
产 品	产 业 别	業 别	業 别
产 业	从 都 道 府 县 别	编	编
品 目	规 模 别	统计	统计
市 町 村	产 业 别	表	表
工 业 地 区	从 都 道 府 县 别	产 业 别	产 业 别
用 地 用 水	规 模 别	编	编
企 业 统 计	产 业 别	统计	统计

*については、パソコンコンピュータのディスプレイ上の閲覧による公表のみ行っています。

なお、上記の刊行物のほか磁気テープによる提供を下記のとおり行っています。

提供先 通商産業調査会 経済統計情報センター

住 所 東京都中央区銀座 2-8-9 木挽館銀座ビル 電 話 (03) 3535-5348

産業編	昭和46年以降	毎年
品目編	"	"
市町村編	"	"
用地・用水編	昭和56年以降	"
工業地区編	昭和61年以降	"
企業統計編	"	"
詳細情報	昭和53年以降	"

昭和54年3月30日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記録したものを紙面または映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設けられました。

これに伴い、昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち、都道府県別、市区町村別の詳細情報を公表しています。

平成 7 年詳細情報として公表する表は以下のとおりです。

- 1 都道府県別・産業細分類別表
- 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
- 3 市区町村別・産業中分類別表 (従業者 4 人以上)

1. 2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県			産業分類	従業者規模								
(金額単位: 万円)												
事 業 所 数	従 業 者 数 (12月末現在)		個人事業主及び家族従業者	合 計	※ 延常 用 労 働 者	(人)						
	常 用 労 働 者		男 (人)	女 (人)	常 用 労 働 者	(人)						
	男 (人)	女 (人)			男 (人)	女 (人)						
製 造 品 出 荷 額 等												
製 造 品 出 荷 額	加 工 貨 収 入 額	修 理 料 収 入 額	く ズ 废 物 の 出 荷 額	そ の 他 の 収 入 額	合 計	常 用 労 働 者		※ そ の 他 の 現 金 給 与	合 計			
原 材 料 使 用 額 等												
原 材 料 使 用 額	※ 燃 料 使 用 額	※ 購 入 電 力 使 用 額	※ 委 托 生 产 費	合 計								
					土 地	土 地 以 外 の も の (計)	(建 物 及 び 構 築 物)※	(機 械 及 び 装 置)※	(そ の 他)※			
有 形 固 定 資 産 額 (9人以下を除く)												
除 却 額	建 設 仮 勘 定 ※	土 地 取 得 額				取 得 額 (新 規)						
土 地	土 地 以 外 の も の	減 価 償 却 額	增 加 額	減 少 額		土 地 以 外 の も の (計)	(建 物 及 び 構 築 物)※	(機 械 及 び 装 置)※	(そ の 他)※			
有 形 固 定 資 産 額 (9人以下を除く)												
取 得 額 (中 古)			年 初 在 庫 額		年 末 在 庫 額							
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※	(機械及び装置)※	(そ の 他)※	製 造 品	半 製 品 及 び 仕 挂 品	原 材 料 及 び 燃 料	合 計	製 造 品	半 製 品 及 び 仕 挂 品			
在 庫 額 ※												
年 末 在 庫 額	年 初 在 庫 額	(従業者29人以下)	事 業 所 敷 地 面 積 (m ²)	事 業 所 建 築 面 積 (m ²)	事 業 所 延 建 築 面 積 (m ²)							
原 材 料 及 び 燃 料	合 計											
水 源 別 用 水 量 (m ³ /日)												
			公 共 水 道			淡 水						
			工 业 用 水 道	上 水 道	地 表 水・伏 流 水	井 戸 水	そ の 他	回 収 水	合 計			
用 途 別 用 水 量 (m ³ /日)												
			淡 水			海 水						
ボイラー用水	原 料 用 水	製 品 处 理 用 水	冷 却 用 水	温 調 用 水	そ の 他	原 料 用 水	製 品 处 理 用 水	冷 却 用 水	温 調 用 水			
用 途 别 用 水 量												
海 水	生 产 額	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	有 形 固 定 資 產 投 資 総 額	有 形 固 定 資 產 年 末 現 在 高	付 加 価 値 率 (%)	現 金 給 与 率 (%)	原 材 料 率 (%)				
そ の 他	合 計			(29人以下を除く)	(9人以下を除く)							
従 業 者 一 人 当 たり												
分 配 率 (%)	現 金 給 与 納 額	製 造 品 出 荷 額 等 (除 内 国 消 費 稅 額)	生 产 額 (除 内 国 消 費 税 額)	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	従 業 者 数 (人)	製 造 品 出 荷 額 等 (除 内 国 消 費 税 額)	生 产 額 (除 内 国 消 費 税 額)	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額		

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県			市区町村	産業分類								
(金額単位: 万円)												
事 業 所 数	従 業 者 数 (人)	現 金 給 与 納 額 (円)	原 材 料 使 用 額 等	製 造 品 出 荷 額 等	製 造 品 出 荷 額	加 工 貨 収 入 額	修 理 料 収 入 額					
製 造 品 出 荷 額 等												
く ズ 废 物 の 出 荷 額	そ の 他 の 収 入 額	合 計			生 产 額	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額					

平成7年 工業統計調査 産業細分類別統計表(通商産業局別・都道府県別表)

平成9年8月25日発行

編集: 通商産業大臣官房
調査統計部

発行: 財團法人通商産業調査会

〒104 東京都中央区銀座2-8-9

電話 出版 03(3535)3051 業務 03(3535)4882